

移行について(参考資料)





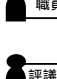

公益法人の概況

平成15年度公益法人数

総数は、平成10年のピーク(26,380法人)から減少傾向(前年比218法人減)

	国所管	都道府 県所管	合計
社団法人	3,805	9,160	12,836
財団法人	3,204	9,827	12,989
合計	7,009	18,987	25,825

国と都道府県との共管の法人があるため、国所管と都道府県所管との和は合計と一致しない。

 民法上の社員 (社団法人のみ存在) 1,422万1,465人	 理事数 40万7,514人
 賛助会員等 3,957万9,036人	 監事数 5万7,068人
	 職員数 56万8,106人
	 評議員数 28万3,763人

財務状況

年間収入額 19兆229億円 会費収入額 9,711億円 財産運用収入額 4,749億円 寄付・補助金等収入額 2兆2,969億円 事業収入額 11兆8,463億円	資産額 119兆2,060億円	負債額 100兆3,936億円 正味財産額 18兆8,124億円 基本財産額 (財団法人のみ存在) 5兆546億円	年間支出額 19兆438億円 事業費 13兆6,863億円 管理費 1兆6,780億円
前期繰越収支差額 2兆6,014億円			次期繰越収支差額 2兆5,798億円

年間支出額規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出規模別法人数							年間支出 合計金額 (百万円)	年間支出 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,805	248	1,131	732	1,136	239	319	3,466,253	911
	財団	3,204	309	623	379	886	327	680	7,310,632	2,282
都道府 県所管	社団	9,160	2,157	3,028	1,080	2,127	383	385	2,164,824	236
	財団	9,827	2,691	2,023	978	2,289	685	1,161	6,196,651	631
合計	25,825	5,375	6,774	3,142	6,378	1,629	2,527	19,043,824	737	
	比率(%)	20.8	26.2	12.2	24.7	6.3	9.8			
前年合計	26,043	5,422	6,734	3,219	6,430	1,668	2,570	20,459,655	786	

新設・解散法人数

所管官庁	新設法人数								
	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	
国所管	80	51	48	47	26	46	24	19	
都道府 県所管	354	283	218	165	145	156	123	126	
合計	434	332	265	212	171	202	147	144	

所管官庁	解散法人数								
	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	
国所管	189	24	31	38	44	62	78	98	
都道府 県所管	152	149	172	228	236	240	236	344	
合計	341	172	203	266	280	299	312	439	

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（抄）

平成 8 年 1 2 月 1 9 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 同 9 年 1 2 月 1 6 日

同 1 0 年 1 2 月 4 日

同 1 2 年 1 2 月 2 6 日

(基準)

8 . 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として 3 年以内に本基準に適合するように指導する。

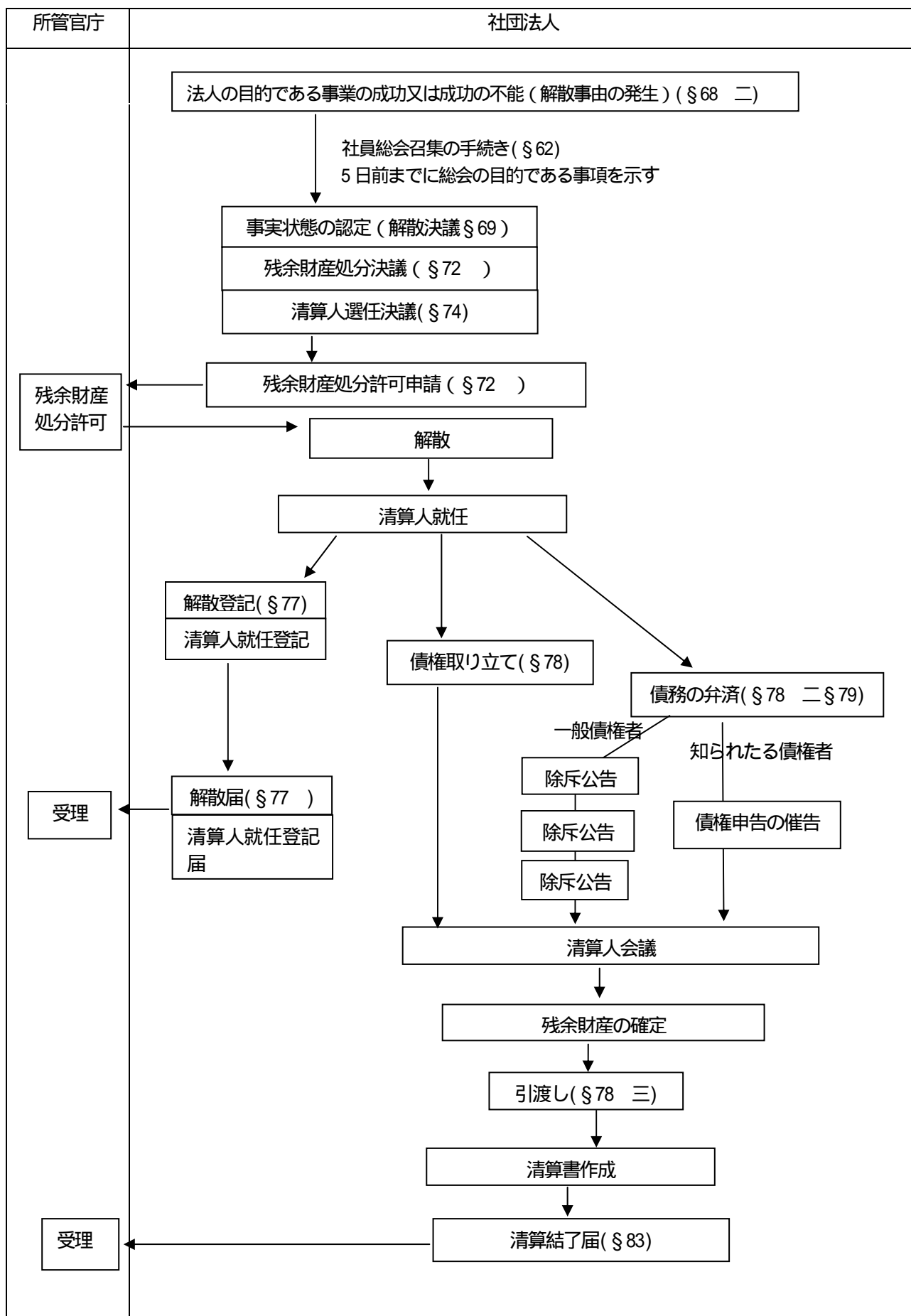
ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第 34 条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

- (1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から 3 年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。
- なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準 5 -(7) の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から 3 年以内に新たな基準に適合するように指導する。
- (2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第 34 条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項（業界団体の理事構成、互助会の事業内容等）については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

解散に係る手続きの一例

() の内は全て民法の条文を指す



法 人 格 移 行 の 事 例

(1 / 2)

	公益法人 更生保護法人	宗教法人 宗教法人 (宗教法人令) (宗教法人法)
法律	更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成7年5月8日法律第87号)	宗教法人法(昭和26年4月3日法律第126号)
組織変更規定	第2条 この法律の公布の際現に更生緊急保護法第5条第1項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)は、平成8年9月30日までに、その組織を変更して更生保護法人(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。)となることができる。	附則 5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定(設立に関する罰則の規定を含む。)に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることによって、この法律の規定による宗教法人(以下「新宗教法人」という。)となることのできる。 15 旧宗教法人は、第5項又は第6項の規定により新宗教法人となろうとすときは、この法律施行の日から1年6月以内に、第13条の規定による認証の申請をしなければならない。
移行しない法人の取扱い	公益法人として存続(ただし実際には、更生保護事業を営む163法人すべてが更生保護法人に移行)	附則 17 旧宗教法人は、第15項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けなかった場合又は当該認証の申請をしたが当該認証を受けることのできない期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日(その日が当該認証の申請をすることができている期間の満了の日である場合には、当該期間の満了の日)において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。
移行期間	施行日(平成7年5月8日)から平成8年9月30日までの約1年5月	施行日(昭和26年4月3日)から1年6月以内
移行に係る手続き	第2条 前項の規定により公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならない。	附則 5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定(設立に関する罰則の規定を含む。)に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることによって、この法律の規定による宗教法人(以下「新宗教法人」という。)となることのできる。

(参考資料 4)

	<p>商工協同組合等 (商工協同組合法等)</p> <p>中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法)</p>	<p>特別国民健康保険組合 (旧国民健康保険法)</p> <p>国民健康保険組合 (新国民健康保険法)</p>
<p>法律</p>	<p>中小企業等協同組合法施行法 (昭和 24 年 6 月 1 日法律第 182 号)</p>	<p>国民健康保険法施行法 (昭和 33 年 12 月 27 日法律第 193 号)</p>
<p>組織変更規定</p>	<p>第 4 条 旧組合は、総会の議決を経て、前条第 2 項の期間内に中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号。以下「新法」という。) による中小企業等協同組合になることができる。この場合において、その旧組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。</p>	
<p>移行しない法人の 取扱</p>	<p>第 3 条 2 旧組合であつて、この法律施行の日から起算して 8 箇月 (商工協同組合中央会にあつては 3 箇月) を経過した時に現に存するもの (清算中のものを除く。) は、その時に解散する。</p>	<p>第 8 条 旧法第 11 条の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第 17 条の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。</p>
<p>移行期間</p>	<p>施行日 (昭和 24 年 7 月 1 日) から起算して 8 箇月 (商工協同組合中央会にあつては 3 箇月)</p>	
<p>移行に係る手続き</p>	<p>第 4 条旧組合は、総会の議決を経て、前条第 2 項の期間内に中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号。以下「新法」という。) による中小企業等協同組合になることができる。この場合において、その旧組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。 2 前項の規定による旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けることを要しない。</p>	

(参考) 民法施行時の経過措置

民法施行法 (明治 31 年 6 月 21 日法律第 11 号)

第十九条 民法施行前ヨリ独立ノ財産ヲ有スル社団又ハ財団ニシテ民法第三十四条ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス

前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七条又ハ第三十九条ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者カ定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ三个月内ニ之ヲ主務官庁ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官庁ハ其書面カ民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ為メ必要ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行為ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十条 法人ノ代表者カ前条第二項ノ規定ニ從ヒ主務官庁ノ認可ヲ得タルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 民法第四十六条第一項第一号乃至第三号及ヒ第五号乃至第八号ニ掲ケタル事項
- 二 主務官庁ノ認可ノ年月日

前項ノ期間ハ主務官庁ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記ハ民法第四十六条第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノト看做ス

法人制度研究会報告書

H11.9 法人制度研究会（法務省民事局の研究会（星野英一座長））

1 2 公益法人から中間法人への移行措置

(1) 移行措置に係る規定の必要性

既存の公益法人の在り方の見直しの観点から、中間法人法制の中に、民法第34条の規定に基づいて設立された公益法人からの移行措置について、具体的な規定を置く方向で検討する必要がある。

なお、この移行措置については、公益法人の在り方の見直しの作業の進捗状況とも関連して、既存の公益法人のうち中間法人となることがふさわしいものが移行するのに必要な期間だけの時限的な措置とすべきか、あるいは、恒久的な措置として定める必要があるのかが問題となる。

(2) 社団法人からの移行

社団法人については、定款変更と類似の手続により、その組織を変更して中間法人となることができるものとするのが考えられる。この場合、公益法人が主務官庁の許可により設立され、その存続中も主務官庁の監督に服し、定款変更にあっても主務官庁の認可を受けることが要件とされていることに照らせば、中間法人への組織変更についても、主務官庁の認可を要件とすることが適当と考えられる。その他、組織変更反対する社員の取扱い、債権者保護のための手続等の規定を設けることについて検討する必要がある。

(3) 財団法人からの移行

中間法人法制は構成員たる社員を有する社団のみを想定しており、かつ、民法においては、財団法人が社団法人へ移行することは想定されていないのみならず、財団の寄附行為の変更を予定した規定もないことから、財団法人から中間法人への移行措置の検討にあたっては、そもそも本質的に財団が社団法人へ移行することが可能かどうかという点や、可能とした場合の寄附行為の変更のための要件・手続等、検討を要する問題が少なくない。

しかしながら、財団法人についても、公益法人の在り方を見直す上で、中間法人への移行措置を設けるべき必要性が大きいと指摘されているところであり、社団法人についてと同様に、その移行を可能とする何らかの規定を設けることについて、更に検討する必要がある。

中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案（第一次案）

第 10 公益法人から法人への移行措置

(注)(1) 公益法人から法人への移行を可能にするための措置として、公益法人がその組織を変更して法人となることができるものとし、その要件、手続等について、例えば、以下のような所要の規定を設けるものとするとは、どうか。

(2) 公益法人から法人への移行を可能にするための措置を設ける場合、時限的な制度とはしないものとするとは、どうか。

1 社団法人から法人への組織変更

1 社団法人の社員総会は、法人への組織変更を決議することができるものとする。

(注)(1) 組織変更の決議においては、法人の定款その他組織変更に必要な事項を定めなければならないものとする。

(2) 組織変更後の法人が一定額以上の純資産を有していることを確保するための規制を設けることの要否については、なお検討する。

(3) 決議要件等については、なお検討する。

(4) 組織変更の決議については、定款の変更に基づき、主務官庁の認可を得ることを要するものとするとは、どうか。

2 組織変更を行うには、債権者保護手続きを経ることを要するものとする。

3 組織変更の効力は、組織変更の登記を行うことによって生ずるものとする。

2 財団法人から法人への組織変更

1 財団法人の理事は、法人への組織変更の計画を定めることができるものとする。

(注)(1) 組織変更の計画においては、法人の定款その他組織変更に必要な事項を定めなければならないものとする。

(2) 財団法人の理事が常に発起人に相当する機関となるものとするかどうかについては、なお検討する。

(3) 組織変更後の法人が一定額以上の純資産を有していることを確保するための規制を設けることの要否については、なお検討する。

(4) 組織変更の計画については、主務官庁の許可を得ることを要するものとするとは、どうか。

2 組織変更を行うには、債権者保護手続きを経ることを要するものとする。

3 組織変更の際し、入社しようとする者について、入社申込証の作成等手続に係る規定を設けるかどうかについては、なお検討する。

(注) 入社しようとする者の員数が一定数以上でなければならぬものとするかどうかについては、なお検討する。

4 創立総会等の法人の設立に係る手続に基づいた手続を設けるものとする。

5 組織変更の効力は、組織変更の登記を行うことによって、生ずるものとする。

第11 公益法人から中間法人への組織変更について

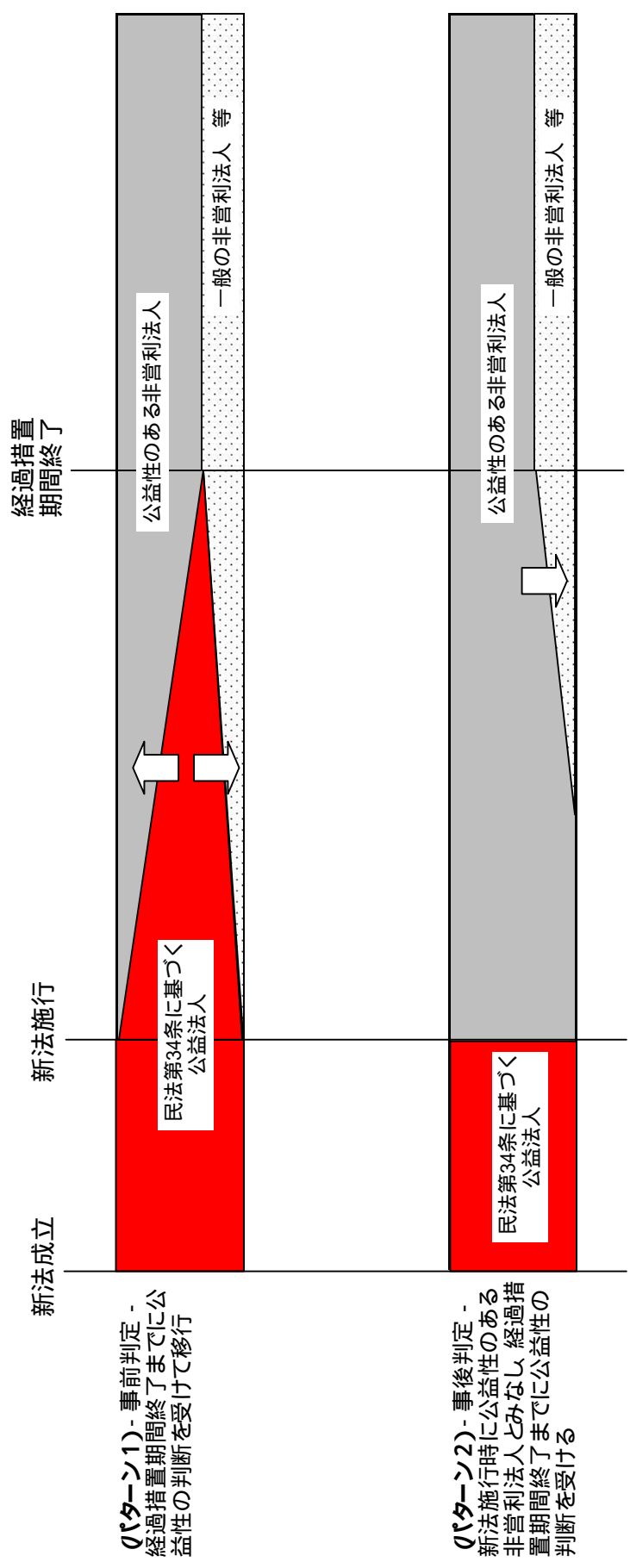
- 1 前記のとおり、既存の公益法人の中には、実質的には構成員の共通の利益を図ることを目的としているとみられる団体でありながら、他に適切な法人格取得の道がないため、公益法人として法人格を取得しているものがあると指摘されているところである。このような指摘を踏まえ、公益法人の在り方の見直しの観点から、中間法人制度の中に、本来は中間法人として設立されるべきであった公益法人について、中間法人への移行のための措置を設けることが考えられる。研究会報告書においても、中間法人制度の中に公益法人から中間法人への移行措置について具体的な規定を置く方向で検討する必要があるとされていたところである。中間試案第10(公益法人から法人や組織変更)では、公益法人(社団法人・財産法人)が一定の続きにより中間法人(仮称)への組織変更を行うことができるものとすることが提案されている。
- 2 公益法人から中間法人への何らかの移行措置に係る規定を設けるとした場合、公益法人の在り方の見直しの作業の進捗状況とも関連して、既存の公益法人のうち中間法人となることがふさわしいものが移行するのに必要な期間内だけの時限的な措置とすべきか、あるいは、恒久的な措置として定める必要があるのかが問題となる。公益についての考え方が時代とともに変化し得ることから、中間法人制度の創設後に公益法人となったものであっても将来において中間法人となるべきものとされる可能性もあること、時限的な措置とすると、その措置の終了後は中間法人に移行すべき公益法人の中間法人への移行がそれを理由に進まなくなるおそれがあること等を考えれば、恒久的な措置として定める方が望ましいと考えられる。
- 3 社団法人から中間法人への組織変更手続について、中間試案第10の1では、社員総会による組織変更の決議、債権者保護手続の実施、主務官庁の認可、組織変更の登記等の手当てをする方向での提案がされている。
- 4 中間法人制度は、構成員たる社員を有する社団のみを想定しており、かつ、民法においては、財団法人が社団法人に移行することは想定されていないのみならず、財団の寄附行為の変更を予定した規定もないことから、財団法人から中間法人への移行措置の検討に当たっては、そもそも本質的に財団が社団へ移行することが可能なのかどうかという点も含め、検討を要する問題が少なくない。
しかしながら、財団法人についても、実質的には一定の範囲の者の共通の利益を図ることを目的とし、中間法人となるべきものが存するとして、公益法人の在り方を見直す上で、中間法人への移行措置を設けるべき必要性が大きいと指摘されているところである。

中間試案第10の2では、財団法人から中間法人への組織変更の手続を検討するこ

ととし、理事が組織変更の計画を定めるべきこと、社員となるべき者の確定手続、債権者保護手続の実施、主務官庁の認可、組織変更の登記等の手当てをする方向での提案がされている。

- 5 公益法人から中間法人への組織変更の制度の検討は、本来は中間法人たる性格を有し、中間法人制度が用意されていれば、中間法人として設立されるべきであった公益法人について、中間法人への移行の円滑な実施を期待して、民事法の観点から行うものであり、本来、まさに公益を目的とする公益法人が中間法人に移行することや、実質的に営利を目的とするような法人が中間法人に移行することまで予定するものではない。中間法人たるにふさわしい公益法人の選別は、公益法人の在り方の見直し作業とも関連するところ、中間法人制度の枠組みの中において、民事法の観点からいかなる工夫が可能かという点については、なお検討を要する。
- 6 また、公益法人から中間法人への組織変更の制度を検討する場合、民法第72条の趣旨に照らし、その資産、特に公益法人としての活動を通じて蓄積された資産のすべてを中間法人に承継させることとしてよいかどうかという問題がある。分科会の審議では、公益法人が組織変更をした中間法人については、たとえ清算後の残余財産の処分の場面だけでも、民法第72条の趣旨を踏まえ、社員への帰属を許さないこととするなど、特別な制約を課すべきではないかとの意見もあった。
- 7 さらに、分科会の審議では、公益法人から中間法人への組織変更に関連する問題点として、検査役の調査の導入等、中間法人の設立に関する規制の潜脱を防止するための措置や、他の法人形態等からの組織変更の制度の検討の要否を指摘する意見もあった。

現行公益法人からの移行における基本的パターン



他の法人類型に転換を図る法人及び公益性の認定を受けずに一般非営利法人となる法人を除く

各種法人法の施行日、移行期限等

法人格 (移行規定を定めた法律)	公布日	施行日	移行対象	移行期限
学校法人 (私立学校法)	昭和24年12月15日	公布の日から起算して3月を経過した日 昭和25年3月15日	私立学校(学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校を含む。)を営んでいる財団法人	施行の日から1年以内 昭和26年3月15日
社会福祉法人 (社会福祉法)	昭和26年3月29日	昭和26年6月1日から施行する 昭和26年6月1日	社会福祉事業を営んでいる公益法人	昭和27年5月31日まで
更生保護法人 (更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成7年5月8日	更生保護事業法の施行の日(平成8年4月1日)から施行。ただし、移行規定のみ公布の日から施行 平成7年5月8日	更生緊急保護法の認可を受けて更生保護事業を営んでいる公益法人	平成8年9月30日まで
宗教法人 (宗教法人法)	昭和26年4月3日	公布の日から施行する 昭和26年4月3日	宗教法人令の規定による宗教法人(勅令に基づき旧法人から法人に基づき新法人への移行)	施行の日から1年6月以内 昭和27年10月2日
中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法施行法)	昭和24年6月1日	公布の日から起算して1箇月を経過した日 昭和24年7月1日	商工協同組合及び商工協同組合中央会等	施行の日から起算して8箇月(商工協同組合中央会にあつては3箇月) 昭和25年2月28日(商工協同組合中央会は、昭和24年9月30日)
土地開発公社 (公有地の拡大の推進に関する法律)	昭和47年6月15日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日 昭和47年9月1日	地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を抛出し、公有地法で定める業務を行うことを目的とする公益法人	法律の施行後2年内 昭和49年8月31日
NPO法人 (特定非営利活動促進法)	平成10年3月25日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 平成10年12月1日		
中間法人 (中間法人法)	平成13年6月15日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 平成14年4月1日		

公益法人の営利法人等への転換に関する指針(概要)

平成 10 年 12 月 4 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

1 趣旨

事業内容が営利法人と競合する公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)において、営利法人への転換を図ることとされているが、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても、営利法人への転換を行うことは基本的に可能であるとの結論を得たことから、その具体的・統一的な指針を関係省庁間において申し合わせるもの。

2 所管官庁における指導

- (1) 営利法人と競合する公益法人については、閣議決定における是正期限である平成 11 年 9 月までに、公益法人としてふさわしい事業内容への改善を行う。
- (2) (1)の期限までに改善が行われない場合には、営利法人への転換を行うよう文書により監督上の措置を行う。
- (3) (2)の措置を受けた公益法人は、1 年以内に所管官庁に対し、転換に向けての計画を提出する。
- (4) (2)の措置の後 3 年以内に営利法人への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消しも含め対処する。

3 転換後の対応

- (1) 公益法人が、営利法人にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利法人の株式等については、その取得後速やかに処分する。
- (2) 営利法人の取締役と存続する公益法人の理事との兼職は避けることとする。

4 転換に関する全体像の把握

総務省は、転換状況を把握し「公益法人に関する年次報告」において公表する。

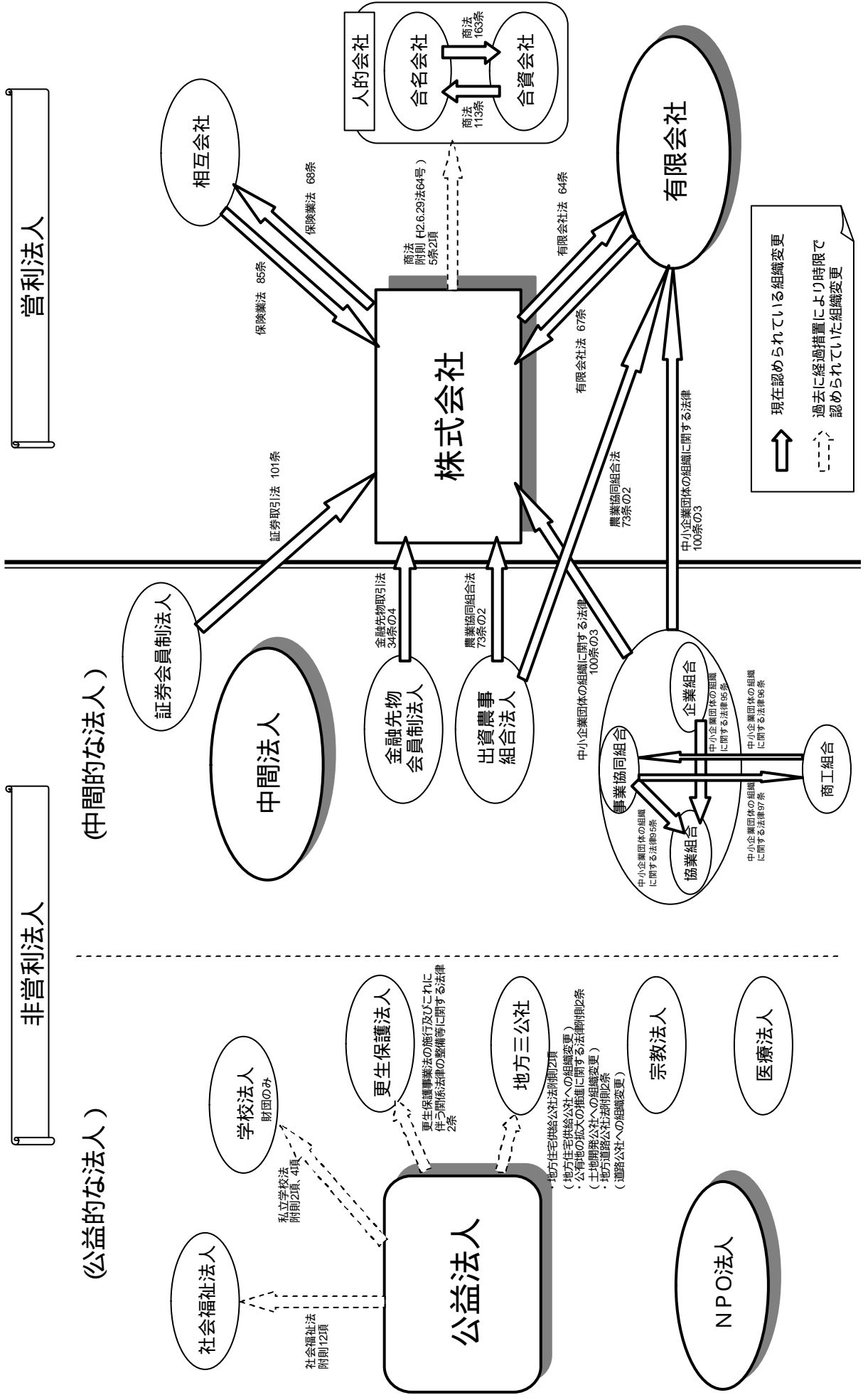
5 参考(株式会社へ転換する方法の例)

- (1) 社団法人・財団法人が解散した後、その事業を株式会社に譲渡する場合
- (2) 社団法人がその事業を株式会社に譲渡した後、解散する場合
- (3) 社団法人がその事業を株式会社に現物出資した後、解散する場合
- (4) 社団法人・財団法人がその事業の一部を株式会社に譲渡し、引き続き公益法人が存続する場合
- (5) 社団法人・財団法人がその事業の一部を株式会社に現物出資し、引き続き公益法人が存続する場合

法人別設立数

法人格	設立数	備考
公益法人	25,825法人	H15.10.1現在
学校法人	6,716法人	H15.4.1現在
社会福祉法人	18,150法人	H15.3.31現在
更生保護法人	163法人	H16.4.1現在
宗教法人	182,634法人	H14.12.31現在
中小企業等協同組合	41,188法人	H15.3.31現在
土地開発公社	1,554法人	H15.3.31現在
地方道路公社	43法人	H15.3.31現在
地方住宅供給公社	57法人	H15.3.31現在
NPO法人	18,261法人	H16.8.31現在
中間法人	1,159法人	H16.7.31現在
消費生活協同組合	1,072法人	H13.4.10の属する事業年度を調査対象期間とする
株式会社	1,048,920法人	H15.6.30現在
有限会社	1,423,132法人	H15.6.30現在
合名会社	7,848法人	H15.6.30現在
合資会社	29,867法人	H15.6.30現在

現在法律で認められている組織変更



< 第 1 9 回会議の際の「公益性を失った法人の財産の取扱い」に係る主な見解 >

1 . 公益性を失った後に財産が構成員間で分配されないようにすべきとの見解

公益性を失った法人が寄付や労務提供等を受けていたことを考えれば、公益性を失っても残余財産を構成員間で分配できないようにすべき。

公益性喪失時に財産に何らかの制限を加えるというのは異論ないのではないか。

2 . 構成員に分配すべきでない財産の区分方法についての見解

公益性を失った際に、構成員に分配を認めるべきでない法人の財産をどういう根拠と基準で切り出すかという問題がある。

公益性喪失時に、法人として解散するわけではないが、清算貸借対照表のようなものを作り、その純資産分が公益目的の財産と考えられるのではないか。

3 . 構成員に分配すべきでない財産の取扱いについての見解

どのようにして本来の目的に使わせるかという問題があり、そのタイミングとして、公益性を失ったとき、一般の非営利法人として解散するとき、公益性を失ってから一般の非営利法人の解散時までの間の 3 通り考えられる。

残余財産に制限を課すとの考えが大勢だと思うが、それしか方法がないのか。非営利法人の解散時まで制限をかけると、判断主体による監督コストがかかる。

一種の信託財産と考えてコントロールしておいて、途中でその分を類似目的法人のために振り替えるのであればそこで拘束が解けるという方法もあり得る。解散までの間に法人が幾つか選択できるといった方法もあるのではないか。

事業内容は変わらないのに時代に合わなくなり公益性を失う場合などもあるが、このような場合、寄付者は事業に対し寄付するのであり、公益目的に財産を召し上げるのは問題。公益性喪失後も財産を保有できるが、残余財産に係る規定を変更できないこととすればよい。

公益性を有する法人には残余財産の分配制限があるので、公益性を失った際には、取り上げるのではなく、処分制限付きの財産を非営利法人が引き継げばよいと思うが、残余財産の帰属の問題だけでなく、目的・事業の問題もある。

信託的財産として引き継ぐ、すなわち、目的制限を受けた財産を引き継ぐこととなり、公益性を有していた際と同じ目的・事業の下で活動を行うのであれば一般非営利法人が使ってもよいし、違う目的・事業の下で活動を行うのであればその財産に処分制限を付す形が考えられるのではないか。この場合、受益者的立場からの判断主体による軽い監督を残すということも考えられるのではないか。